

阿波市新規就農安定経営支援事業【2021年度版】

【事業内容】

2021.4～

区分	項目
事業内容	多額な初期投資を必要とする園芸用施設等の整備や農業用機械の導入など初期の経営を安定させる独自の支援策を設けることで、新規就農者を支援する。
採択要件	次の全ての要件を満たすこと。 ①阿波市が農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)の承認又は青年等就農計画の認定をしていること。 ②阿波市内に住所又は事業所を有すること。 ③原則、当該年度の3月31日までに完了すること。 ④市税等を完納していること。 ⑤青年等就農計画の品目を生産していること。 ⑥国・県の補助対象事業でないこと。
補助対象経費	①園芸用施設等の整備費 ・整備費の1/2以内、上限100万円、1回限り、阿波市内で整備 ②農業用機械の導入費 ・導入費の1/2以内、上限50万円、1回限り ・既に普及しているもの（トラクター、管理機など）や汎用性の高いもの及び事業効果の少ないものは対象外 ③農用地等の取得費 ・取得金額の1/2以内、上限100万円、1回限り、阿波市内で取得 ※ただし、いずれの補助額においても、1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

【留意事項】

- ①事業費を振込で支払う際の振込手数料は補助対象外です。手数料分を事業費に含めないようにしてください。
- ②本事業により導入・整備された機械等であることを明確にし、財産のより適正な管理を行うため、当該機械に事業名等を印字（シールでも可）してください。
- ③補助事業執行時にやり取りした書類等は、事業実施翌年度から起算して5年間、整備・保管してください。ただし、処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまでの間、整備保管してください。（「財産管理台帳」の整備）
- ④本事業で導入・整備した機械等は、所得税の確定申告の際に、減価償却費として必ず計上してください。また、交付された補助金についても、対象年分の確定申告の際に、雑収入として必ず計上してください。
- ⑤本事業で導入・整備した機械等を処分制限期間内に財産処分する場合や増築等を行おうとする場合は、予め市に連絡し、その指示に従っていただきます。
- ⑥農業機械化促進法に基づく型式検査又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全鑑定の対象機種である農業機械を導入する場合には、型式検査に合格したもの又は研究機構により安全である旨の鑑定が行われたものを選定する必要があります。
- ⑦園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合は、整備後の天災等に備え、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入をお願いします。  
 ※農業次世代人材投資資金の交付対象者（平成30年度以降 新規採択者）は必須

# 阿波市新規就農安定経営支援事業【2021年度版】

## 【事業フロー】

①申請者→市 補助金交付申請（補助金交付申請書の下記の必要書類等を添付）

必要書類等

- 事業計画書
- 収支予算書
- 見積書、カタログ（規模、規格がわかるもの）
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型）承認通知または青年等就農計画認定証
- 完納証明（阿波市に住民票がある方）



②市→申請者 補助金交付決定



③申請者→市 着工届の提出 ※「事業の着工」とは、見積り合わせの開始等をいいます。

④申請者→業者 見積り合わせの実施（原則 3者以上とする）

↓

最低価格業者との契約（売買契約書等必要）

↓

竣工（機械の納品・施設の竣工）

見積り合わせの結果、事業費（補助額）に変更がある場合は、**補助金変更交付申請**が必要です。



⑤申請者→市 竣工届の提出



⑥市→申請者 竣工検査の実施（現地にて納品・竣工の確認を行います）



⑦申請者→市 実績報告書の提出

必要書類等

- 事業成績書
- 収支精算書
- 見積り合わせの書類一式
- 売買契約書・納品書・請求書・領収書の写しなど



⑧市→申請者 補助金額の確定・交付